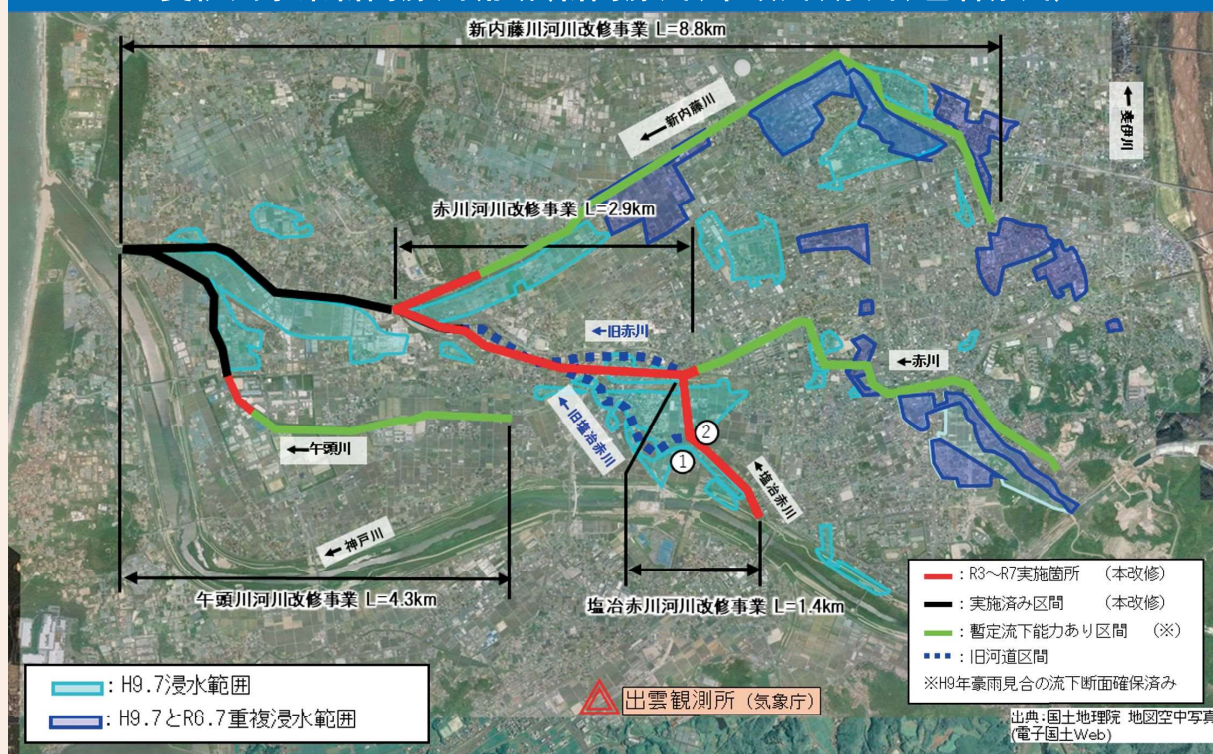


「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり

河川改修・洪水処理

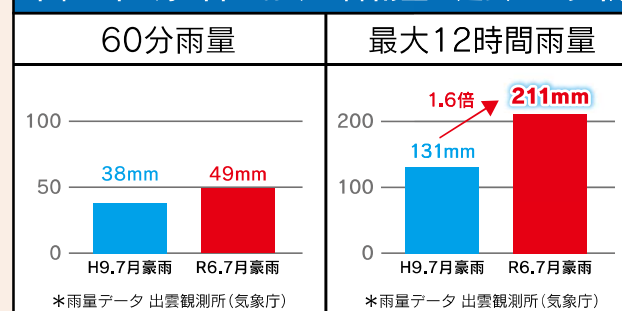
県が管理する河川の改修や洪水処理のための排水施設等の整備を実施することにより、流域住民の洪水被害を軽減し、生命・財産を守ります。

斐伊川水系新内藤川流域（新内藤川、午頭川、赤川、塩冶赤川）



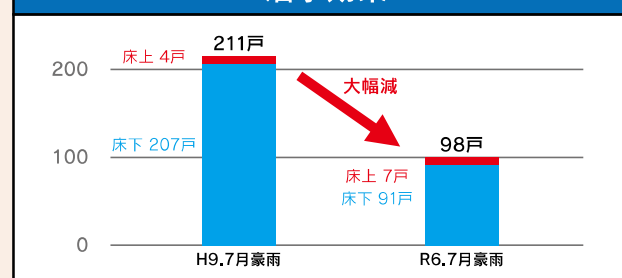
- 島根県出雲市の新内藤川流域（新内藤川、午頭川、赤川、塩冶赤川）では、平成9年7月出水において、床上浸水4戸、床下浸水207戸の家屋浸水被害が発生したことを踏まえ、河道付替、河道拡幅等の治水対策を進め、令和3年度に平成9年7月出水対応の暫定改修が完了しました。
- 更に、令和3年から令和7年の間に重点的に治水対策を推進し、新内藤川下流、赤川下流、塩冶赤川の本改修（※1/50）が概ね完了しました。
- 令和6年7月9日の出水では平成9年7月出水を上回る規模の雨量を記録しましたが、これまでの治水対策の効果により家屋浸水被害は大幅に減少しました。
（※50年に1回の確率で発生する規模の洪水）

令和6年7月9日における降雨量と過去との比較



最大12時間雨量において、観測史上1位を更新

治水効果



塩冶赤川改修前①



塩冶赤川改修後②



河川総合開発事業

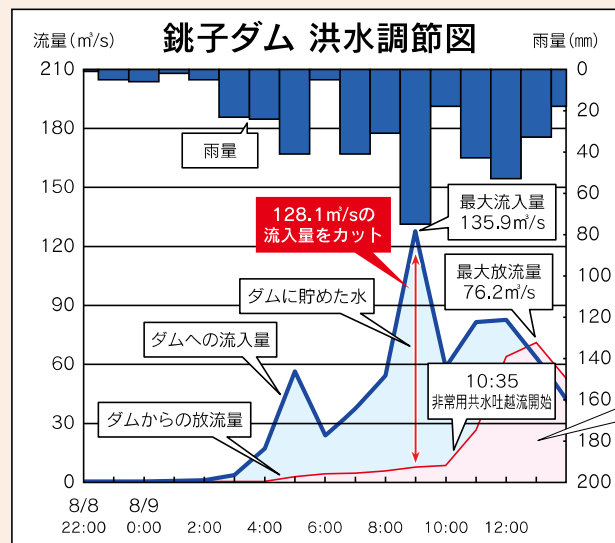
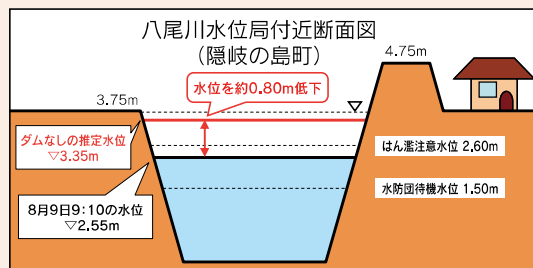
洪水時にダム上流部からの流水の一部をカットし、下流の流量を低減させることにより洪水による被害を軽減します。ダムは下流部の河川改修とともに洪水防御に極めて有効な手段です。また、渇水時にはダムに貯留した水を下流に流下させ、水道水等の安定供給や自然環境を保全します。

ダムの治水効果

○令和3年8月豪雨の状況

- 令和3年8月8日から10日にかけて、台風9号の影響により線状降水帯が発生し、八尾川沿川で総雨量510mmの降雨を記録しました。
- 銚子ダムの下流にある八尾川水位局では、ダムがなかった場合に比べ水位が約80cm低下し、ダム下流域での浸水被害はありませんでした。

○銚子ダムの洪水調節効果



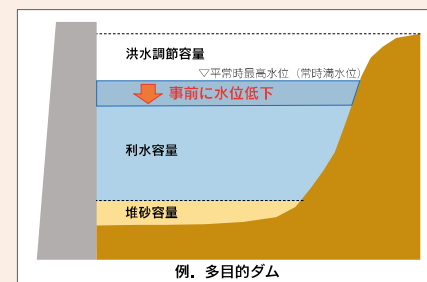
※銚子ダムでは、予測降雨量が基準降雨量に達しなかったため、事前放流は行っていません。

○ダムの事前放流

- 大雨などが降る前に、ダムに常時貯めている水を予め下流へ流すことで、空いた容量を洪水調節に使用し、ダム下流域の浸水被害を軽減します。



R3.8撮影



ダムの渇水時の効果

ダムに水を貯留することにより、渇水時でも水道水等の安定供給、自然環境を保全することができます。



矢原川(やばらがわ)ダム建設事業

○矢原川ダム建設事業は、昭和58年7月豪雨相当の洪水に対し、三隅川下流域及び矢原川沿川の浸水被害を防ぐことを目的として平成26年度に建設採択され、付け替え道路工事等を実施しています。



浜田市三隅町市街地の浸水状況 (昭和58年7月)



ダムの効果は歴然!!

平成6年の渇水では、美田ダムが完成した隠岐島前の西ノ島町とダムの無かった隠岐島後の旧西郷町(隠岐の島町)とでは、給水制限の状況に大きな差が出ました。

給水制限 (昭和48年渇水)				
町名	期間	日数	月雨量 (1.1~8.31)	
西ノ島町	7.1~9.3	65日間	523mm	
旧西郷町	7.28~9.1	36日間	592mm	

↓ S53 美田ダム完成 (西ノ島町)

給水制限 (平成6年渇水)				
町名	期間	日数	月雨量 (1.1~8.31)	
西ノ島町		なし	515mm	
旧西郷町	8.11~9.6	25日間	685mm	

直轄事業の推進

国が管理する河川(斐伊川・江の川・高津川)の治水事業の推進を図ります。

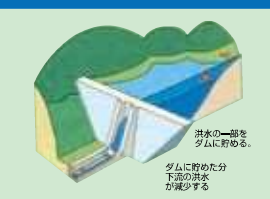
斐伊川

斐伊川・神戸川の治水対策は、次の3つの柱を基本として、上流部、中流部、下流部の流域全体で、河川整備を進めています。

- ①上流部: 尾原ダムと志津見ダムの建設
- ②中流部: 斐伊川放水路の建設と斐伊川本川の改修
- ③下流部: 大橋川改修と中海・宍道湖湖岸堤整備

斐伊川・神戸川治水計画の3本柱

①尾原ダム・志津見ダムの役割



両河川の上流における
ダムの建設

完成

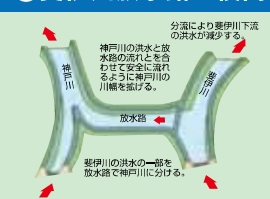


尾原ダム
(斐伊川)



志津見ダム
(神戸川)

②斐伊川放水路の役割



中流の斐伊川放水路の建設と
斐伊川本川の改修

完成



日本海

神戸川

放水路

斐伊川

③大橋川改修の役割



下流の大橋川改修と
中海・宍道湖の湖岸堤整備

施工中



中海

大橋川

宍道湖

写真提供: 国土交通省 出雲河川事務所

江の川

江の川では、平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生し、わずか3年余りの間に3度の大規模な浸水被害が発生しており、治水対策の抜本的な強化が急務となっています。

江の川中下流域では、江の川流域治水推進室(国、県、沿川市町)が主体となって、あらゆる関係者の協働により将来世代まで住み続けられる地域を目指す共通指針「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)」を定め、まちづくりと一体の河川整備を進めています。

治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)

策定及び事業実施までの流れ

治水とまちづくり 連携計画の策定 【国・県・市町】

将来世代まで住み続けられる地域を目指して

- ・ 沿川の災害リスク、人口・経済等の分析
- ・ 将来イメージの策定(全体、地区別等)
- ・ 地域特性の意向調査(将来の住まい方、移転希望の有無等)
- ・ 実施手順や実施手法の検討等

地区別計画 (詳細イメージ)の立案 【国・県・市町】

- ・ 地区ごとの具体的な将来イメージについて、集落や自治会単位で説明会、意見交換会を実施
- ・ 住民の意向を把握するため、アンケートを実施
- ・ 地区別の設計計画の検討、提示

まちづくりと一体の河川整備実施



川本町谷地区の河川整備

江の川の氾濫が相次ぐ川本町谷地区では、洪水に対して安全な高さへの地盤の嵩上げ(宅地嵩上げ方式)による河川整備と、新たな谷地区のまちづくりを、国、県、町が一体となって進めます。



令和2年7月豪雨時

施工中



完成イメージ